

別 紙

答申第129号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成 28 年 6 月 6 日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、次のとおりである。
  - ア 平成 26 年 5 月 29 日付け島交規甲第 882 号通達（以下「882 号通達」という。）の報告の様式 1-1、1-2 の備考欄（例：備考欄の○△×空欄）の入力判断基準を指示した資料
  - イ 当該様式の備考欄の○△印に付してある「一部」とあるものについて、その内容について具体的に何メートルなのかを記録した資料
- (3) この請求に対して実施機関は、平成 28 年 6 月 17 日付けで公開決定等の期間延長を行い、平成 28 年 6 月 23 日付けで公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により非公開決定を行った。
- (4) 審査請求人は、この決定を不服として平成 28 年 6 月 30 日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第 20 条第 1 項の規定に従い、平成 28 年 7 月 27 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

- ア 島根県公文書等の管理に関する条例第 6 条（島根県警察における公文書の管理に関する訓令第 2 条の 2）に照らせば、記録文書に記号を用いる場合、あらかじめその意味、誰がどのような判断基準で記入するのかが定められているはずである。
- イ 報告様式に必要事項を記載するについては、警察庁が都道府県警察本部長に対して「通達」で指揮監督とした「交通規制基準」に準拠した統一的な判断基準に沿ったものであることは当然のことである。

したがって、「警察本部と警察署間の調整に関するもの」との認識は的を外した理由付けである。「調整」とは、自由な諸行為に対し必要な規制を加え、一定の目的に沿うようにすることをいうのであるから、警察本部が行う調整とは、県下の警察署が一定の目的（この場合、最高速度規制の点検・見直し）に沿うように必要な規制を示すものであるはずである。
- ウ また警察本部が、各警察署に対し、この必要なルールを判断基準等の記載要領として示す方法が、「口頭により個別に」であるならば、内部統制を図ると

いう通達目的が達成できない可能性がある。通常、このような目的の場合、均一的な統一性を図るうえで、効果的な方法として、本部長通達等の文書をもって示し、その解釈において不明な点があれば、本部に確認させる方法をとるはずである。ましてや当該報告様式への備考欄記載内容（○△×空欄）に基づいて、点検・見直し路線の選定判断としていることから、国民・県民の移動の自由を半永久的に制限する可能性をも含む重要な判断に多大な影響を与える要素である。

エ 本件に係る様式作成・報告にあたっての判断基準は、点検・見直しをするかしないかを検討・判断することを目したものであるから、「口頭により個別に」するような類いのものではない。

各警察署からの報告内容に統一性がないため、本当に公文書として作成されていないのかもしれないが、であれば、警察庁の通達を無視したことになり、警察庁長官の指揮監督（警察法第16条第2項）に反することになる。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び補足説明資料による主張の要旨は次のとおりである。

##### (1) 本件決定の理由

県警察においては請求に係る公文書を管理していないため（作成していない）、公文書非公開決定を行ったものである。

##### (2) 作成していない理由

ア 882号通達の様式1-1、1-2における判断基準等の記載要領については、県警察本部と警察署間の調整に関するものであることから、口頭により個別に指示したもの。

イ 速度規制の見直しの推進にあたっては、地域の実情に詳しい警察署がそれぞれの路線毎に様々な要因を加味して行われるべきであり、その判断は警察署の意見を反映すべきであることから、警察本部が路線を選定する際にある程度の目安とするため、各警察署における概ねの見通しが記入できる備考欄を便宜的に設定し、警察署間の路線選定がある程度統一性のあるものとなるよう本部が調整可能となるようにしていたもの。

そのため、備考1欄は、通達に基づき見直しを行う上で、路線毎の様々な実情に基づいて各警察署と個別に指導・助言や協議を行うため使用したものであり、その判断基準をすべて通達本文に網羅することが困難であることもあり、特に示すことはしなかった。

ウ 警察本部における見直し対象路線の選定は、地域の実情や各路線の要因等に応じて行う必要があるため、警察署の概ねの見通しとして備考欄の記載内容を参考にしていたもので、備考欄の記載内容のみをもって選定判断をしているものではない。

各警察署によって記入された備考欄の記載は、警察本部と警察署との間で調整しつつ行われており、その基準を一律に示すことが困難であることから、個々具体的に口頭で指導・助言していたものであり、それに基づいて記入判断が行われていた。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件審査の対象について

審査請求人は、本件非公開決定のうち「882号通達の報告の様式1-1、1-2の備考欄（例：備考欄の○△×空欄）の入力判断基準を指示した資料」の公開を求めて本件審査請求を行っている。

そのため、当審査会としては、この部分を審査対象とすることとし、実施機関が「当該様式の備考欄の○△印に付してある『一部』とあるものについて、その内容について具体的に何メートルなのかを記録した資料」を不存在として非公開としたことについての判断は行わないものとする。

(3) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、882号通達の報告様式1-1、1-2の備考欄の入力判断基準を指示した資料である。

(4) 報告様式1-1、1-2について

882号通達は、「最高速度規制の点検・見直しの更なる推進について（通達）」という表題で、最高速度規制の点検・見直しにおける具体的要領を示したものであり、島根県警察本部長名で各警察署長あてに発出されている。

当該通達の中で、「1 一般道路における最高速度規制の点検・見直し」の指示がなされており、「4 報告要領」において、一般道路における見直し対象路線の報告について、当該通達の1（1）により選定した路線を様式1-1、1-2に必要事項を入力し、警察本部交通規制課あてに報告することとされている。

(5) 報告様式1-1、1-2の備考欄について

様式1-1、1-2の備考欄について、実施機関は補足説明資料で、以下のとおり説明している。

ア 速度規制の見直しの推進にあたっては、地域の実情に詳しい警察署がそれぞれの路線毎に様々な要因を加味して行われるべきであり、その判断は警察署の意見を反映すべきであることから、警察本部が路線を選定する際にある程度の目安とするため、各警察署における概ねの見通しが記入できる備考欄を便宜的に設定したものである。

イ 様式1-1、1-2の備考欄「○△×」は、選定路線に対する見直しの概ねの見通しを記入したもので、「○」は実現可能、「△」は現状維持、「×」は見直し困難といった各警察署における段階的な概ねの見通しを記入しており、「△」や「×」が記入された路線は見直しを行わないとの意味ではない。

(6) 本件対象公文書の不存在について

ア 実施機関は、各警察署によって記入された備考欄の記載は、警察本部と警察署との間で調整しつつ行われており、その基準を一律に示すことが困難であることから、個々具体的に口頭で指導・助言していたものであり、それに基づい

て記入判断が行われていたと説明している。

イ 当審査会において、882号通達に基づき各警察署が提出した様式1-1、1-2の一部を提出させ、見分したところ、備考1欄の記載について、すべての路線に「○△×」を記載している警察署、「選定」欄に○がついている路線のみ備考1欄に「○△×」を記載している警察署、備考1欄に「○△×」以外を記載している警察署など、各警察署の備考欄の記載に統一性がないことが認められた。また、備考1欄に記載された「○△×」の記入判断についても、提出を受けた資料からは読み取ることができないものであった。

このことからすれば、その是非はともかくとして、警察本部から各警察署に対し書面により統一的に指示が出されていたとは考えにくく、様式1-1、1-2の備考欄の記載について、警察本部と警察署との間で調整しつつ行われており、個々具体的に口頭で指導・助言していたとする実施機関の説明は不自然・不合理とまではいえない。

ウ ところで、一般的な事務処理の方法として、複数の所属に対し調査を依頼し、その報告を求める際には、報告内容の統一性を確保するため、報告様式の記入方法等を書面により示すことは通常想定される場所である。

本件についてみると、様式1-1、1-2中に記載の例が示されてはいるものの、その記載例の備考欄には「○△×」に関する記載は認められず、通達本文及び様式1-1、1-2中に備考欄の記入について指示した記載も認められなかった。

実施機関が主張するように、警察本部における見直し対象路線の選定の参考とするために、各警察署の概ねの見通しが記入できるよう備考欄を設けたのであれば、その目的が果たされるよう、各警察署の備考欄の記入内容や記入にあたっての判断基準は、ある程度統一的なものとなるはずである。

そうであれば、指示を受ける立場である各警察署間の認識のずれを防ぐため、また、複数の所属へ口頭で個別に指示を出すことによる事務効率の低下の防止や事後の検証の容易性を確保するなどの理由から、備考欄を設けた目的、備考欄に記入させる記号（○△×）の意味やその記入にあたっての判断基準等はあらかじめ書面により各警察署に示した上で、疑義のある点などについて、個別に口頭でやりとりをするという方法もとりえたのではないかと史料される。

エ しかしながら、その基準を一律に示すことが困難であることから、個々具体的に口頭で指導・助言していたものであり、それに基づいて記入判断が行われていたとする実施機関の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、本件対象公文書である様式1-1、1-2の備考欄の入力判断基準を指示した資料を作成した事実は認められず、他に本件対象公文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件決定は妥当である。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第135号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年7月27日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年8月26日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年10月3日	審査請求人から意見書を受理
令和元年12月12日 (審査会第1回目)	審議(第1部会)
令和2年1月17日 (審査会第2回目)	審議(第1部会)
令和2年1月20日	審査請求人から意見書を受理
令和2年2月20日 (審査会第3回目)	審議(第1部会)
令和2年3月12日 (審査会第4回目)	審議(第1部会)
令和2年5月21日 (審査会第5回目)	審議(第1部会)
令和2年6月11日 (審査会第6回目)	審議(第1部会)
令和2年7月30日 (審査会第7回目)	審議
令和2年8月31日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会